

入札説明書

「群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務」の業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年8月22日（金）

2 調達内容

- （１）調達件名 群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務
- （２）業務内容 群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務に関する仕様書のとおり
- （３）履行期間 契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

3 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）群馬県財務規則（平成3年3月25日群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAであること。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- （４）本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- （５）入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- （６）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- （７）過去5年間に2（１）業務と同等の業務を請負い、適正に履行した実績を有する者であること。なお、「同等の業務」とは、アンケートの設問作成からアンケートの実施及びその結果についての集計作業までの一連の業務のことをいう。

4 入札参加資格の確認

- （１）この公告の入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和7年8月22日（金）から令和7年8月27日（水）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 午前9時から午後5時まで

- イ 提出場所 「14 問い合わせ先」と同じ
ウ 提出方法 「14 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへの電子メールによる

メール件名：【会社名】群馬県環境影響評価制度見直しに係る
調査業務入札参加申請書の送付について

※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年8月28日（木）までに電子メールで通知する。
(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を取り消すとともに、その旨通知する。
(4) その他
ア 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
イ 提出された書類は返却しない。

5 入札執行の日時・場所等

- (1) 日時 令和7年8月3日（水）14時
(2) 場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁16階北フロア 環境森林部会議室
(3) その他
ア 入札の参加に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）を持参すること。
イ 封筒の表に「群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務入札書在中」と記載すること。
ウ 郵送により入札する場合は、書留郵便とし、令和7年9月2日（火）午後5時までに「14 問い合わせ先」の場所に群馬県環境森林部環境政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒にも「群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務入札書在中」と朱書きにすること。なお、郵送により入札する場合は、必ず事前に電話で連絡すること。
エ 入札者又は代理人が開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が欠席するときは、この入札事務に関係ない環境政策課職員を立ち合わせる。なお、代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出すること。

6 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
(4) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、第3回目の入札を行うことがある。3回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

7 入札保証金

群馬県財務規則第173条第1項第2号の規定に基づき免除する。

8 契約保証金

群馬県財務規則第 199 条第 1 項第 3 号の規定に基づき免除する。

9 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ウ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。
 - エ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - オ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

10 落札者の決定方法

群馬県財務規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせることとする。

11 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

12 入札説明書に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和 7 年 8 月 22 日（金）から令和 7 年 8 月 26 日（火）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日
午前 9 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 提出様式 「質問書」による
- (3) 提出先 「14 問い合わせ先」と同じ
- (4) 提出方法 「14 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへの電子メールによる
メール件名：【会社名】群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務入札に関する質問書の送付について
※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。
- (5) 回答 令和 7 年 8 月 27 日（水）までに群馬県ホームページ上に掲載する。
なお、回答は募集要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。

13 その他

- (1) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (2) 都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。

14 問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県庁 16 階北フロア 環境森林部 環境政策課 環境政策係
電 話 027-226-2821
Email kanseisaku@pref.gunma.lg.jp